

幼稚園・保育所・認定こども園などの 利用料が10月1日から無償化されます

対象者

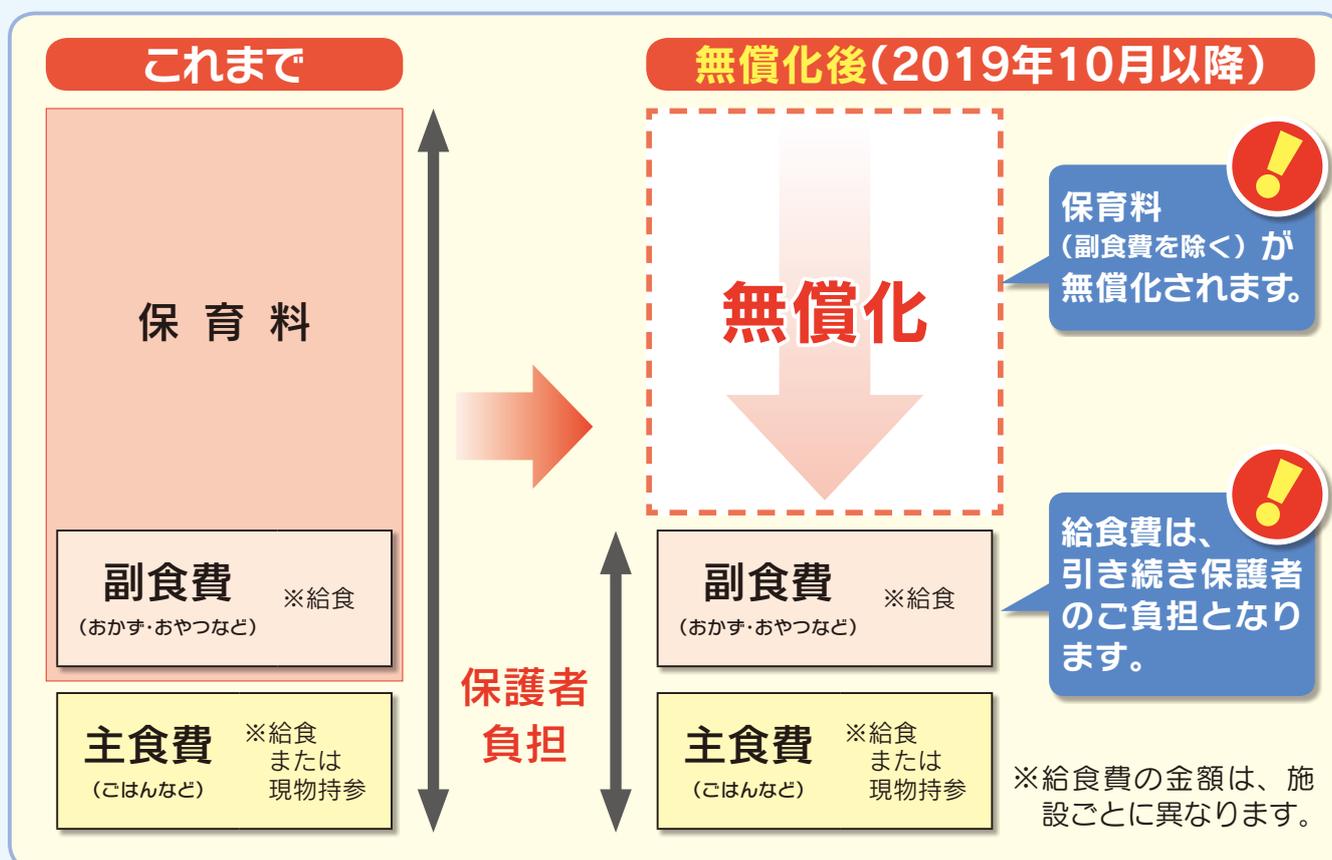
- 3～5歳児クラスの子どもたち
- 0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもたち

※通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者のご負担となります。

保育所の給食費について

これまで保育料に含まれて徴収されていた副食費（おかず・おやつなど）については、無償化後も引き続き、保護者のご負担となります。

ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食費が免除されます。



対象となる施設・事業

幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象になります。

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

※認可外保育施設などをご利用する場合も無償化の対象になります。

※幼稚園利用料については、月額25,700円が上限額となります。

■お問合せ こども課 ☎ 0297(21)2191